

国立大学法人電気通信大学研究支援者（COE）の授業料等の納入に関する申合せ

平成17年 4月 1日

第1条 国立大学法人電気通信大学における授業料等の納入に関する規程第14条に基づき、21世紀COEプログラム「コヒーレント光科学の展開」事業において、大学院博士後期課程学生から研究支援者（COE）として選抜されたCOE研究学生及び研究留学生（国費外国人留学生を除く。）については、入学料及び授業料の納入を要しないことができるものとする。

第2条 授業料の納入を要しないことができる期間は、COE研究学生については入学から4年間、研究留学生については入学から3年間とする。

第3条 上記に該当する者については、役員会において決定するものとする。

附 則

この申合せは、平成17年4月1日から施行する。